



六	成形後焼成されている陶磁器のくず（セラミック製の容器を含み、使用前であるか否かを問わない。）	GF〇一〇
七	無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げるもの 一 燃え殻及びスラグタツプから排出されるスラグ（石炭火力発電所から生ずるものに限る。） 二 石炭火力発電所から生ずる飛灰 三 道路の建設又は修繕に伴い生ずるアスファルトであつて、タールを含まないもの	GG〇三〇 GG〇四〇 GG一六〇
八	塩化ビニルの重合体のくず	GH〇一三
九	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	GJ一四〇
十	食品加工業において生ずる動物性又は植物性の食用油脂（例えば、揚げ油）	GM一四〇
十一	なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であつて次に掲げるもの 一 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛のくず 二 馬毛のくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない。） 三 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるか否かを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）	GN〇一〇 GN〇二〇 GN〇三〇
備考	1 一の項に掲げる物のうち、条約附属書 I X の B 一〇二〇中「塊状のもの」とあるのは「塊状のもの（飛散性を有しない金属のくずを含む。）」と、B 三〇一〇中「次のいずれかのふつ化重化合物」とあるのは「ふつ化エチレン重化合物及び共重化合物（PTFE）その他次のいずれかのふつ化重化合物」と読み替えるものとする。 2 二の項、五の項及び六の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。 3 二から十一までの項の下欄に掲げるものは、理事会決定附属書 3 の番号である。 4 この表に掲げる物には、条約附属書 I に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書 I I I に掲げる特性を有することとなつた物を含まないものとする。	